平成２７年（フ）第１４２号
長野県北安曇郡白馬村大字北城14718番地207
債務者　鷲澤　敏弘
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１４３号
長野県北安曇郡白馬村大字北城14718番地207
債務者　鷲澤　藤子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４１号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目11番８―209号
債務者　山本　康子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４１号
兵庫県西宮市小松北町１丁目６番11―521号
債務者　ＤＲＩＶＥ　ＣＲＥＳＴ　Ａ＆Ｓ　ＣＯＭＰＡＮＹこと　池田　健次
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１４号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目57番地　ワコーレ武庫川803号
債務者　町田　千夏
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５８号
千葉県野田市清水1110番地の３　愛宕グリーンハイツ２―203
債務者　小笠原直子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６０号
千葉県野田市山崎2131番地の１　メルベーユパルⅡ205号
債務者　大川　法子（旧姓染谷）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６１号
千葉県野田市木間ケ瀬5359番地27
債務者　中村　　稔
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６７号
千葉県松戸市小金原５丁目17番地の２　メゾンド荒川203号
債務者　藤田　美紀（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６９号
千葉県野田市柳沢245番地
債務者　逆井　文雄
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２７０号
千葉県野田市柳沢245番地
債務者　逆井ゑり子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２９５号
千葉県松戸市新松戸２丁目185番地　近藤方
債務者　菅野　安代
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２９６号
千葉県松戸市新松戸２丁目185番地　近藤方
債務者　菅野　夏紀
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３０８号
千葉県鎌ケ谷市中央１丁目５番８―201号
債務者　根岸　正樹
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３１９号
千葉県野田市みずき３丁目４番地の８
債務者　阿部　喜三
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３２４号
千葉県柏市豊四季495番地の９
債務者　西富　一茂
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部